平成２３年（フ）第７７１１号
大阪市港区南市岡３丁目10番８号　サンシャイン弁天町402号、前住所大阪市港区南市岡１丁目３番22号
破産者　髙野　信昭
1　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
2　一般調査期日　平成24年４月12日午後３時30分
平成24年２月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４００号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目３番１―701号、前住所福岡市東区香住ヶ丘４丁目38番13号
破産者　五嶋　寿記
1　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
2　一般調査期日　平成24年４月20日午前10時10分
平成24年１月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７号
兵庫県洲本市安乎町平安浦1695番地７、前住所兵庫県洲本市小路谷1053番地16
破産者　森　　敏行
1　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
2　一般調査期日　平成24年５月14日午後２時
平成24年２月６日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第３８号
熊本県人吉市蟹作町160番地28　エクラタン和202号
破産者　川畑　浩司
異議申述期間　平成24年３月23日まで
平成24年２月６日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第４８５号
熊本市新屋敷２丁目10番26号
破産者　馬場　　譲
異議申述期間　平成24年３月30日まで
平成24年１月30日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３２１６号
横浜市港南区港南台２丁目１番４―1207号
破産者　森　　長克
免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
平成24年２月６日
横浜地方裁判所第３民事部

免責決定確定

平成１５年（モ）第１４０１号
（平成１５年（フ）第４０４号）
死亡時の住所福岡県大牟田市天神町３番地１、破産決定時の住所福岡県大牟田市大字草木364番地１
破産者　亡　西山　和男
1　主文　破産者を免責する。
2　決定確定日　平成24年２月２日
福岡地方裁判所大牟田支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３００３号
大阪府茨木市中河原町11番31号
清算株式会社　株式会社辰見材木店
代表清算人　辰見　博義
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（ヒ）第２０２号
山口県防府市三田尻２丁目10番24号
清算株式会社　新川商事株式会社
清算人　横山　美一
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山口地方裁判所

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０８２号
東京都港区赤坂４丁目１番33号
清算株式会社　株式会社グローバル商事
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第３０３２号
大阪市北区西天満４丁目７番12号
清算株式会社　株式会社アダチ
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第３０３３号
大阪市北区西天満４丁目７番12号
清算株式会社　株式会社ほっこく
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第３０３４号
大阪市北区西天満４丁目11番22号阪神神明ビル３Ｆ外山法律事務所内
清算株式会社　関東電子計測株式会社
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（ヒ）第１００１号
広島市西区東観音町17番20号
清算株式会社　株式会社平成メンテック
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０５８号
東京都北区田端新町２丁目22番11号
清算株式会社　株式会社平成興産
代表清算人　林　　成光
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定債権
協定債権とは、株式会社平成興産（以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいい、同債権を有するものを「債権者」という。
2　担保付債権
担保付債権とは、協定債権のうち清算株式会社が所有する不動産その他の資産について、特別清算開始決定日前に対抗要件を備えた担保権（会社法522条所定の担保権に限る。）を設定している債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。
担保付債権を有する債権者を「担保付債権者」という。
3　一般債権
一般債権とは、協定債権のうち、担保付債権に該当しない協定債権をいう。
4　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行う。
5　配当基準額
配当基準額とは、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権の内、利息及び遅延損害金を除いた債権元本の額をいう。
6　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
7　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
第２　担保付債権
1　担保付債権の弁済
担保権の対象となっている資産は、これを速かに換価処分し、換価代金から当該換価手続きにかかる税金・仲介手数料等の諸費用を差し引いたうえで担保付債権の弁済にあてる。
2　利息及び遅延損害金の一部免除
担保権付き債権のうち、利息及び遅延損害金については、満期となった最後の２年分を超える金額について本協定の認可決定が確定した日に免除をうける。
3　担保権付債権の不足額の取扱い
担保権付債権について、担保権によって弁済されない残額（以下「不足額」という。）は、一般債権の例によって弁済する。